

## 第 9 回口頭弁論 **ビキニ被ばく船員訴訟**

ビキニ被ばく船員訴訟は、アメリカがマーシャル諸島ビキニ環礁海域で、1954年3月から5月の6回の水爆実験を行い撒き散らした放射性降下物により、命と健康を奪われたとして、漁船員と遺族の皆さんが、日本政府に救済を求めている裁判です。

高知地裁では、200万ドルの見舞金の受諾による日米合意で、米国に損害賠償を求める権利を奪ったとして、日本政府に憲法第29条3項に基づいて損失補償を求めています。今回は、原告側で、因果関係についての被告への反論書を提出します。

### ○裁判

**9月20日(金):** 13時20分に地裁東側の堀端に  
**13時30分**進行協議 集合し、行進して入廷します。  
**14時00分～開廷** 傍聴者が多い場合、抽選となります。  
裁判が終わり次第、移動します。



高知地裁第8回口頭弁論に入廷する原告団 2024. 5. 24

### ○報告集会&記者会見 **オンライン配信します!**

**14時40分(予定)～高知城ホール 3F県教組会議室**



左のQRコードから、裁判の動きをお伝えしています

オンライン参加を希望される方は、メールで問い合わせをしてください。 問合せ先:e-mail:yhashi1950@outlook.jp

主 催：ビキニ被ばく船員訴訟を支援する会 (連絡先) 高知県原水協 TEL：088-875-3917